

学校いじめ防止基本方針

令和４年３月

伊東市立西小学校

1 はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年9月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。静岡県では平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、伊東市では、平成26年4月に「伊東市いじめの防止基本方針」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできました。このたび「静岡県のいじめ防止等のための基本方針」「伊東市いじめ防止基本方針」が改定されました。このような動きを受け、本校は、「伊東市立西小学校いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

本校の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめました。

本校の基本方針が策定により、いじめ防止対策が一層充実し、いじめのない安心・安全な学校づくりに繋がることを心から願っております。

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	1
3 基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見・早期対応	3
(3) 関係機関等との連携	3

第2 いじめの防止等のための対策

1 基本方針の策定	4
2 組織の設置	4
3 いじめの防止等のための対策	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見・早期対応	7

第3 重大事態への対処

1 重大事態のケース	9
2 重大事態についての調査	9
3 情報の提供	9
4 報道への対応	9

子ども・保護者の相談窓口	10
--------------	----

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが重要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあります。いじめを受けた子どもの立場に立って、じっくり話を聞くなどして「心身の苦痛」を確認する必要があります。さらに、「2 いじめの理解」で述べるとおり、いじめには様々な表れがあるため、子どもによっては苦痛を表現できなかったり、いじめに本人自身が気づいていなかったりすることも考えられます。そのような場合、その子や周りの状況等から、いじめに当たるかどうかを判断することも必要になります。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつ

ける必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。さらに、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要だと考えられます。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもが育ちます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

(1) いじめの未然防止 ー健やかでたくましい心を育むー

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

① 早期発見 ―いじめはどの子どもにも起こりうる―

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

② 早期対応 ―いじめられている子どもの立場に立って組織的に―

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

(3) 関係機関等との連携 ―専門家とつながる―

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

第2 いじめの防止等のための対策

1 基本方針の策定 **【第13条 関係】**

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）です。どの子どもにも、どこでも起こりうるものとしてとらえ、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見・早期対応」を対策の中心に据えて、いじめ防止に努めます。

2 組織の設置・・・「いじめ対策委員会」 **【第22条 関係】**

【構成メンバー】 校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・（担任）
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

学校心理士 社会福祉士 社会福祉主事

校内の構成メンバーは「学校保健委員会」を兼ねます。日常的にいじめに対する情報の収集、記録に努め「学校保健委員会」の際に情報の共有や、いじめ対策の取り組み方針の確認を行います。校内でいじめが確認されたときは緊急の「いじめ対策委員会」を開き、対策方針を決定します。必要に応じて、校長の判断で外部機関との連携も行います。

【目的】

いじめの有無について複数の目で確認すること、いじめが起こった際、学校全体で、関係機関の協力も得ながら、組織的に対応することを目的とします。

3 いじめの防止等のための対策

【取り組みのねらい】

児童一人一人が毎日充実した学校生活を送り、まさに学校教育目標である「楽しい学校」を実感していくためにも、一人一人の生活ぶりを見届け見極めることが必要であり、教育活動全体の中で、意図的に、計画的にいじめ防止の取り組みを行っていく必要があります。

（1）いじめの未然防止

① 道徳教育等の推進 **【第15条-1 関係】**

【目的】

道徳心を育て、相手を思いやる言動をしたり、その場にふさわしい振る舞いを考え行動したりできることを目的とします。

【内容】

- ・自己を見つめ、物事を多面的に考え、自己の生き方を考える授業を実践します。
- ・道徳の授業以外の様々な場でも、自分や友達の良いところを認める活動を行います。

② 子どもの自主的活動の場の設定 **【第15条-2 関係】**

【目的】

同じ集団の中だけでなく、他学年と遊びながら交流することでコミュニケーション能力を育んだり、良好な人間関係を築いたりできることを目的とします。

【内容】

- ・ 6年生のたてわりリーダーを中心に、たてわり班を組織し、月に1度程度の頻度でたてわり遊びを実施します。

③ 保護者や地域への啓発 **【第15条-2 関係】**

【目的】

保護者や地域に対して、本校の取り組みの周知を図るとともに、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校へ相談するという意識を持ってもらうことを目的とします。

【内容】

- ・ 学校便りで、本校のいじめに対する取り組みについて説明する記事や、いじめに関する情報を得た場合に、直ちに学校への相談を呼びかける記事を掲載します。

④ 教職員の資質向上 **【第18条 関係】**

【目的】

- ・ いじめの定義や、報告体制、いじめに対する基本的な心構えについて、職員間で共通理解を図ることを目的とします。
- ・ インターネットを使いたいじめなどの、新しい形のいじめについて、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質向上を図ることを目的とします。

【内容】

- ・ 3学期始めの職員会議にて評価のまとめと改善案を提示する中で、いじめの定義の確認や、組織・報告体制の確認を行います。
- ・ インターネット（携帯ゲーム機・携帯電話アプリ等を含む）を通して行われるいじめについての事例研修を必要に応じて行います。

⑤一定期間後（期間は対策委員会で決定）の子ども・保護者の状況について、学年部は生徒指導主任に報告する。（学年部）

⑥改善が見られない場合は再びいじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

解消に向かっている場合は、学年主任者会で、現状を報告し、解消に向けて取り組みを続ける。（学年部）

いじめ防止対策実施計画

	道徳教育・学活等の推進	子どもの自主的活動の場の設定	保護者や地域への啓発	教職員の資質向上
第1ステージ	・道徳教育の充実 *人権、いじめに関する授業を行う。 ・学校のきまりを知り規範意識を育む ・各学級での良いところ見つけの活動	・「1年生を迎える会」 - 優しい気持ちで接しよう ・運動会を通して、みんなで協力しよう	・「いじめ防止基本方針」の概略版を配布する ・懇談会を通して、いじめ対応に対する理解を図る	・職員会議で「いじめ防止基本方針」について共通理解を図る。
第2ステージ	・道徳教育の充実 ・各学級での良いところ見つけの活動	・縦割り活動の顔合わせ会をしよう。 ・あいさつ運動の実施	・元気アンケートの結果について面談を通して保護者に伝える	・元気アンケートの実施及び児童への個別面談 ・評価と反省 ・生徒指導に関する研修の実施（含事例研修）
第3ステージ	・道徳教育の充実 *人権、いじめに関する授業を行う。 ・各学級での良いところ見つけの活動	・縦割り活動の充実 - リーダーを中心に楽しく遊ぼう ・西小文化祭を通して、お互いの良さを認めよう	・懇談会でいじめ防止基本方針やいじめの状況について報告する	・「いじめのチェックリスト」で学級を見直す。
第4ステージ	・道徳教育の充実 ・各学級での良いところ見つけの活動	・児童大集会を通して異学年との交流を楽しもう	・学校だよりで、元気アンケートの結果やいじめ防止基本方針について伝える	・元気アンケートの実施及び児童への個別面談 ・評価と反省
第5ステージ	・道徳教育の充実 *人権、いじめに関する授業を行う。 ・各学級での良いところ見つけの活動	・6年生を送る会を通して、感謝の気持ちを伝えよう	・懇談会でいじめ防止基本方針やいじめの状況について報告する	・学校評価 ・元気アンケートの実施及び児童への個別面談 ・評価と反省

(2) いじめの早期発見・早期対応

① 子どもの実態把握 **【第16条-1 関係】**

【目的】

- ・アンケートをもとに、クラスのいじめの実態を把握するためです。
- ・不安を抱えている児童と面談を行い、問題の解決を図るためです。

【内容】

- ・いじめの実態が分かるような、具体的なアンケートを実施し、面談の資料とします。
- ・面談はアンケート結果から、休み時間や放課後などを利用し、心配のある児童のみ面談を行います。特に、いじめや不登校の様子を聞きます。
- ・気になる表れがあった場合は報連相し、全体で共通理解を図ります。

② 相談体制の整備・学校のいじめに対する措置 **【第16条-2 関係】**

【目的】

通報や相談等で認知したいじめに対して、組織的に対応することで、全職員がいじめに対して共通した指導を行い、いじめを迅速に解消するため。

【内容・組織図】

ア. 報告・相談・アンケート・学年部会等によるいじめの認知

イ. 生徒指導主任に報告（担任・学年主任）

※軽微なものに思えても、「対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」はいじめであるので、必ず報告する。生徒指導主任は管理職に報告する。

ウ. いじめの実態について確認する（担任・学年主任・生徒指導主任）

→いじめの事実が確認された場合・・・エへ

→いじめの事実が確認されなかった場合・・・確認した事実と今後の方針を保護者に連絡する。

エ. 緊急いじめ対策委員会を開き、いじめられた子へのケア・いじめた子への指導・家庭への連絡、指導について、短期目標・長期目標を決定する。（いじめ対策委員）

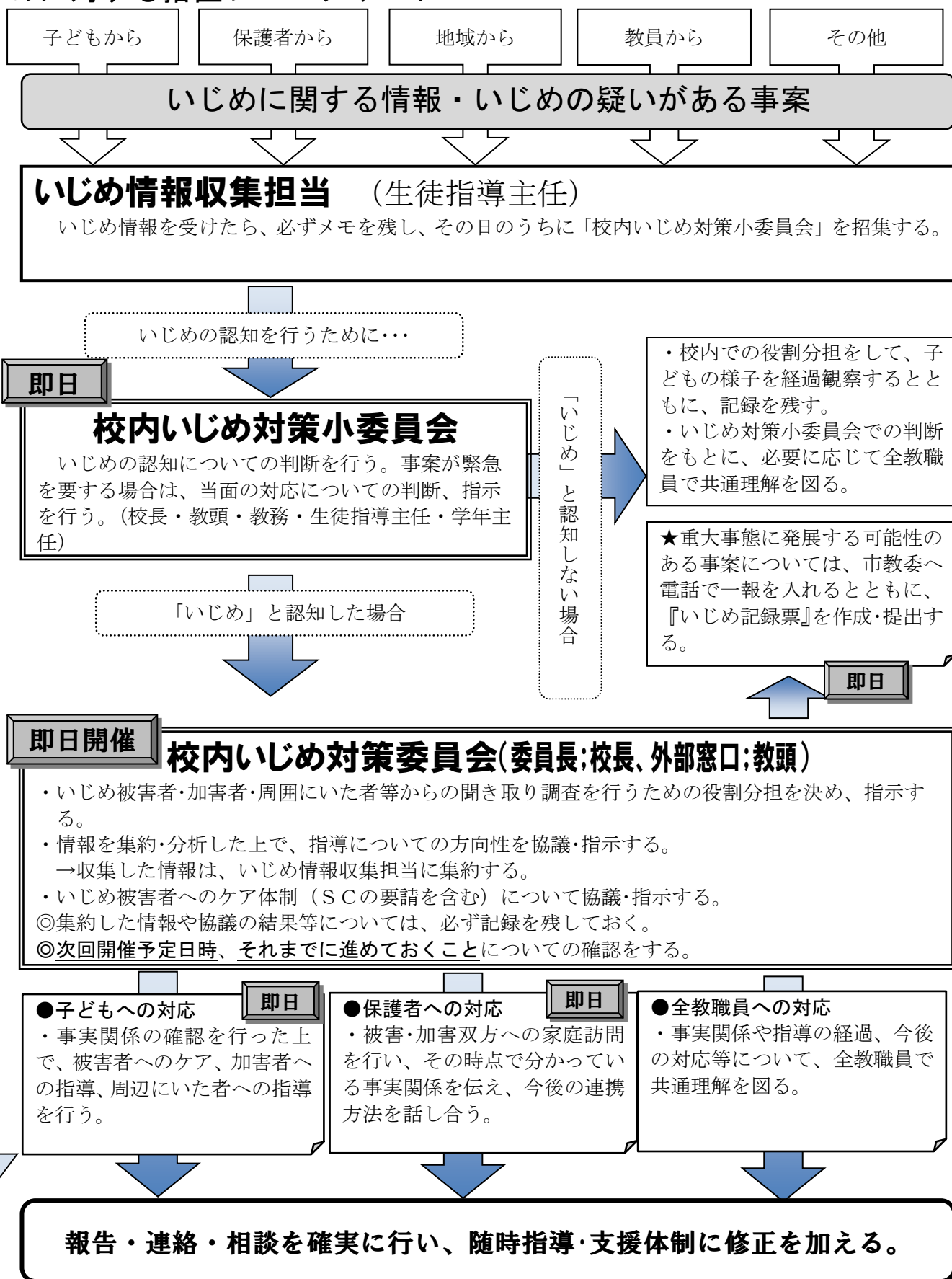
※必要に応じて学校心理士・社会福祉士・社会福祉主事も会議に招く（校長）

※委員会で決まった方針は報連相にて全職員が共通理解する。

※市教委への報告を行う。（管理職・生徒指導主任）

オ. 対策委員会で決まった方針を実践する。

いじめに対する措置フローチャート



初期対応を『確実に』『ていねいに』『組織を挙げて』行う！

第3 重大事態への対処

1 重大事態のケース【第28条-1 関係】

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・子どもが自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする。）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態についての調査【第28条-1 関係】

重大事態が発生した場合には、学校は市教委に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはしません。

3 情報の提供【第28条-2 関係】

市教委又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、市教委と学校は十分な連携を図った上で対応します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、C R Tの助言を受けながら、慎重に対応します。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を踏まえた報道に配慮するなど、報道の在り方に特段の注意（倫理観を持った取材等）を報道機関に要請します。

子ども・保護者の相談窓口

相談窓口	相談内容	電話番号
伊東市立西小学校	学校活動全般の悩みや相談	0 5 5 7 - 3 7 - 2 0 4 9
伊東市教育委員会	いじめ、非行、不登校など少年問題全般	0 5 5 7 - 3 2 - 1 9 1 1
適応指導教室なぎさ	不登校に関する悩みや相談	0 5 5 7 - 3 6 - 8 8 4 4
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
子どもの人権110番 (法務省)	いじめ・体罰・不登校・虐待といった 人権問題に関する相談	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
伊東市家庭児童相談室	子どもの養育や学校生活に関する悩み や相談	0 5 5 7 - 3 7 - 9 6 6 7
伊東市子育て支援課	子育ての悩みに関する相談	0 5 5 7 - 3 2 - 1 5 8 1
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育 やしつけ、家族関係や学校生活に関する 悩みや相談	0 5 5 - 9 2 0 - 2 0 8 5
ハロー電話「ともしび」	子どもや保護者の悩みや相談	0 5 5 - 9 3 1 - 8 6 8 6
子ども家庭110番	子育ての悩みに関する相談	0 5 5 - 9 2 4 - 4 1 5 2